



平成26年5月23日

各 位

会 社 名 イー・キャッシュ株式会社
代表者名 代表取締役 中村 晋一
(コード番号：3840 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 村尾 正和
(電話番号 03-6823-6011)

定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、事業目的の追加 他）に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、平成26年6月27日開催予定の第24回定時株主総会に、本日開示した「商号の変更、本店所在地の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の定款の一部変更に加え、下記のとおり、定款一部変更（発行可能株式総数の変更、事業目的の追加 他）に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 発行可能株式総数の変更

将来の機動的な資金調達を可能とするため、発行可能株式総数を増加することを目的として、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、26,000,000株から33,000,000株に変更するものであります。

(2) 事業目的の追加

今後の事業展開及び事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加等を行い、併せて号数の変更を行うものであります。

(3) その他

- ①株主総会の招集権者及び議長を「取締役社長」から「予め取締役会が定める代表取締役」に変更することから、現行定款第13条（招集権者及び議長）を変更するものであります。
- ②役付取締役の呼称を新たに追加（最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO））することから、現行定款第20条（代表取締役及び役付取締役）を変更するものであります。
- ③取締役会の招集権者及び議長を「取締役社長」から「予め取締役会が定める代表取締役」に変更することから、現行定款第21条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するもの

であります。

- ④機動的な剰余金の配当が可能となるよう、現行定款第 42 条（剰余金の配当）を変更するものであります。
- ⑤配当金の除斥期間における配当金支払については付利を行わない旨、現行定款第 44 条（配当金の除斥期間）を変更するものであります。
- ⑥上記の外、所要の改正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他の事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1. 情報技術に関するソフトウェアの開発、販売、賃貸</p> <p>2. 情報技術に関するコンサルティング業務</p> <p>3. 情報技術を利用した金融取引等に関するシステムの運用・管理及び利用提供、及びそれに付随する顧客開拓業務、金銭貸借の媒介</p> <p>4. 情報技術を利用したマーケティング業務</p> <p>5. 情報技術を利用した各種サービス業務</p> <p>6. 情報技術に関する書物の出版業務</p> <p style="text-align: center;">（第 6 項～第 2 3 項 新設）</p>	<p>（目的）</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他の事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <p>1. 情報技術に関するソフトウェアの開発、販売、賃貸</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>2. 情報技術を利用した金融取引等に関するシステムの運用・管理及び利用提供、及びそれに付随する顧客開拓業務、金銭貸借の媒介</u></p> <p><u>3. 情報技術を利用したマーケティング業務</u></p> <p><u>4. 情報技術を利用した各種サービス業務</u></p> <p><u>5. 情報技術に関する書物の出版業務</u></p> <p><u>6. 次に掲げるものに関する研究調査、マーケティング及びコンサルティング業務</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) 情報技術</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2) 不動産</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3) 経済、金融・資本市場、企業経営、各種事業及び情報システム</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(4) 医薬品、医薬部外品、医療用の機器及び器具の研究、</u></p>

	<p style="text-align: center;">開発</p> <p>7. <u>インターネット、カタログ等による通信販売業</u></p> <p>8. <u>インターネット上におけるショッピングモールの開設及び運営ならびに運営の受託業務</u></p> <p>9. <u>インターネット上のオークションの開設</u></p> <p>10. <u>金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及び保証、クレジットカードの取扱、金融商品取引業、銀行代理業その他金融業</u></p> <p>11. <u>遺伝子・細胞・組織等を用いた先端医療支援事業</u></p> <p>12. <u>バイオテクノロジーの研究、開発ならびにその受託</u></p> <p>13. <u>研究用試薬の開発、製造、輸出入及び販売ならびにその受託</u></p> <p>14. <u>理化学、生命科学、農学等の研究に関する受託サービス</u></p> <p>15. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>16. <u>旅行代理店業</u></p> <p>17. <u>次に掲げるもの及びその原材料の製造、加工、販売、輸出入ならびにその受託</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 食料品</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 化粧品、化粧雑貨、宝飾品、室内装飾品</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 紳士服、婦人服、中衣類</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(4) 靴、ベルト、かばん、袋物、装身具</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(5) 日用品、日用雑貨、家庭用品、事務用品</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(6) 医薬品、医薬部外品、医療用の機器及び器具</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(7) 動物用医薬品、飼料添加物、農業用薬品、試薬及びその他の化学製品、医療用具、歯科材料</u></p> <p>18. <u>不動産の売買、仲介、賃貸、管理及び</u></p>
--	--

<p>7. 労働派遣に関する業務</p> <p>8. 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業</p> <p>9. 前各号に付帯・関連する一切の業務</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は26,000,000株とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>	<p><u>鑑定その他不動産に関する一切の業務</u></p> <p><u>19. ホテル及び旅館の経営ならびにこれに付属する施設の運営</u></p> <p><u>20. 老人ホームの経営ならびにこれに付属する施設の運営</u></p> <p><u>21. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>22. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用</u></p> <p><u>23. 古物の売買及び委託販売</u></p> <p><u>24. 労働派遣に関する業務</u> (削除)</p> <p><u>25. 前各号に付帯・関連する一切の業務</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>33,000,000株</u>とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>予め取締役会が定める代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、<u>最高経営責任者（CEO）、取締役社長、最高執行責任者（COO）</u>各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>
---	---

<p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第42条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会が定める代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第42条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>2. 前項の金銭には、利息を付さないものとする。</u></p>
--	---

以上